

令和6年4月26日

自家用車活用事業に係る中国地方のタクシーの 不足車両数を公表します

国土交通省は、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業※1）を創設しました。

今般、タクシー事業者に実施の意向がある場合は速やかに自家用車活用事業を実施できるよう、別紙のとおり、中国運輸局管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）のタクシーの営業区域ごとにタクシーが不足する曜日及び時間帯並びにタクシーの不足車両数※2を算定しましたので公表します。

※1 自家用車活用事業とは

- ・タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足の状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償の運送サービスを提供する事業です。

※2 タクシーの不足車両数とは

- ・タクシー事業者が自家用車活用事業を実施する場合に、営業区域ごとに、同時に使用可能な自家用車の車両数の合計です。
- ・タクシーの不足車両数は、以下の考え方に基づき、広島交通圏については国土交通省が、広島交通圏以外の営業区域については中国運輸局が算定しています。

①広島交通圏（広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町及び吉和村並びに平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町及び宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町）については、タクシー配車アプリのデータ等に基づき算定

②広島交通圏以外の営業区域については、営業区域ごとに、タクシー事業者から申出（実施意向）があった場合、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、令和6年1月1日時点におけるタクシー事業者の事業計画上の配置車両数の合計に5%（端数切上げ）を乗じて算定した車両数を不足車両数とみなします。ただし、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなします。

【本件に関するお問合せ】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 石井、小林
電話：082-228-3450

タクシーが不足する曜日及び時間帯並びにタクシーの不足車両数

各県	営業区域	不足する曜日及び時間帯	不足車両数
鳥取県	鳥取交通圏	金曜日又は土曜日の16時台から翌5時台まで	13両
	米子交通圏		9両
	倉吉交通圏		4両
	境港市		2両
	八頭郡		1両
	西伯郡		1両
	日野郡		1両
島根県	松江市	金曜日又は土曜日の16時台から翌5時台まで	18両
	浜田市		4両
	出雲市		12両
	益田市		4両
	大田市		3両
	安来市		3両
	江津市		2両
	雲南交通圏		2両
	仁多郡		1両
	邑智郡		1両
	鹿足郡		1両
	隠岐郡		3両
	岡山県		岡山市
倉敷交通圏		29両	
津山市		7両	
玉野市		3両	
笠岡市		3両	
井原交通圏		3両	
総社市		2両	
高梁市		2両	
新見市		2両	
備前市		1両	
赤磐交通圏		2両	
瀬戸内市		2両	
美作交通圏		2両	
真庭交通圏		2両	
和気郡		1両	
浅口交通圏		3両	
加賀郡及び岡山市建部町		2両	
苫田郡		1両	
勝田郡		1両	
久米郡		2両	

各県	営業区域	不足する曜日及び時間帯	不足車両数
広島県	広島交通圏	月～木曜日 : 16時台～19時台	100両
		金・土曜日 : 16時台～翌3時台	220両
		日曜日 : 16時台～20時台	70両
	呉市A	金曜日又は土曜日の16時台から翌5時台まで	19両
	呉市B		1両
	竹原市		2両
	東広島市		14両
	三原市		6両
	尾道市		10両
	福山交通圏		42両
	府中市		5両
	三次市		5両
	庄原市		3両
	大竹市		3両
	江田島市		2両
	安芸高田市		2両
	山県郡		3両
	世羅郡		2両
	神石郡		2両
	豊田郡		1両
	佐伯交通圏		2両
宮島	1両		
山口県	下関市	金曜日又は土曜日の16時台から翌5時台まで	22両
	宇部市		16両
	山口市		13両
	萩交通圏		3両
	周南市		14両
	防府市		7両
	下松市		4両
	岩国交通圏		12両
	山陽小野田市		5両
	光市		3両
	長門市		3両
	柳井交通圏		3両
	美祢市		2両
	大島郡		1両

【広島交通圏】

- ・タクシー配車アプリのデータ（令和5年10月1日～12月31日）に基づき、マッチング率90%を確保するために必要な車両数として算定しています。
- ・5月実施時点では、今回公表する不足車両数のうち5割を各社に配分するものとし、残りの5割については以後不足車両数を見直すタイミングで一定数を各社に配分します。

【広島交通圏以外の営業区域】

- ・簡便な方法として、営業区域ごとに、令和6年1月1日時点におけるタクシー事業者の事業計画上の配置車両数の合計に5%（端数切上げ）を乗じて算定しています。
- ・上記に関わらず、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなします。

【全ての営業区域（共通）】

- ・タクシー事業者からの申請車両数の合計が当該営業区域の不足車両数を超える場合は、申請車両数の比率に従い配分します。